

「農村振興」による自己学習の CPD 代理申請が始まります！

全国農村振興技術連盟と（公社）農業農村工学会は、2月28日、CPDの自己学習の申請に関する協定を結び、令和6年度から本機関紙「農村振興」を教材として自己学習した際、（公社）農業農村工学会技術者継続教育機構の自己学習記録の CPD 認定申請を当技術連盟が代理申請することになりました。これにより、連盟会員の皆様は当技術連盟へ簡単な申請をしていただくことにより、自己学習による 10cpd を獲得することができます。



協定書に署名した平松会長と奥田委員長

- 当連盟の個人会員（普通会员、名誉会員、終身会員）が対象です。
- 令和6年度より自己学習記録の申請枠が 20cpd から 30cpd に拡大されますので、学会誌「水土の知」を教材として自己学習をする方に付与される 10cpd 及び本機関紙「農村振興」自己学習の代理申請による 10cpd の他、その他の教材の学習記録を個人で申請することにより 10cpd を獲得することが可能です。
- なお、「農村振興」を教材とする自己学習記録の認定申請は当技術連盟の代理申請に限られ、個人による直接申請は受理されなくなります。
- 申請は当連盟のホームページに開設する申請用ページにて受け付けます。申請受付時期並びに申請方法は7月をめぐりに改めて本機関紙、ホームページ及び各地方連盟を通じてお知らせします。